

平成30年11月16日

関係各位

平成30年度障害者相談支援従事者研修(現任者研修)の開催について
(ご案内)

一般社団法人 茨城県社会福祉士会
会長 竹之内章代

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、当会の活動に対しご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、茨城県より委託を受け障害者総合支援法に基づく「平成30年度障害者相談支援従事者研修(現任者研修)」を下記のとおり開催することとなりましたので、ご案内いたします。

受講を希望される方は、申込方法等にご留意のうえ、茨城県社会福祉士会までお申込み下さい。なお、当該研修の対象になる方は、①もしくは②のいずれかの条件を満たす方となります。①現に相談支援事業に従事している障害者相談支援専門員で、ご自分のかかわった事例について資料を提出できる方、②現在は障害者相談支援専門員として従事していないが、平成18年度以降、障害者相談支援専門員として勤務していた実績がありご自分のかかわった事例について資料を提出できる方が対象となりますのでご注意ください。

敬具

記

1. 研修の種類及び受講対象者

研修名	受講対象者
現任者研修	<p>障害者相談支援事業に現に従事し、かつ熱意をもち継続して関われる者で、障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児に関する業務に従事しており、別途定める実務経験を有する者</p> <p>かつ、<u>現に相談支援事業に従事している障害者相談支援専門員</u>が対象となる(但し、現在は障害者相談支援時専門員として従事していないが、平成18年度以降、障害者相談支援専門員として勤務していた実績があり、研修の際に自分のかかわった事例について資料を提出できる方は当該研修の対象となります)。</p> <p>なお、会場の都合上、申込者多数の場合は、所属する事業所の長(施設長、病院長等)の推薦による申込みのあった申込者より順に受講を優先いたします。また、事業所に所属している方のすべてのお申し込みについて、「事業所推薦用」の様式を利用していただけますが、どの順位で受講させたいかをもれなくご記入ください。</p> <p>但し、今回受講しないと資格が失効してしまう相談支援専門員を第一優先とし、受講決定いたします。</p>

*平成25年度に初任者研修を受講し、昨年度までに現任者研修を受講していない方は、今回の研修を受講しませんと、来年度以降、相談支援専門員として勤務することができないこととなります。

2. 研修日時・受講日程及び会場

(1) 日時：講 義 平成31年2月23日(土)

演習 1 日目 平成31年2月11日(月)もしくは、24日(日)

演習 2 日目 平成31年2月12日(火)もしくは、25日(月)

演習受講日程：演習①日程：平成31年2月11日(月)・2月12日(火)

演習②日程：平成31年2月24日(日)・2月25日(月)

***ご希望の受講日程を受講申込書にご記入ください。**

但し、申込み状況によっては、演習①日程のみで実施する可能性もございます。

また、ご希望の日程に偏りが生じた場合はこちらで調整致しますので、ご希望に添えない場合もございます。その旨ご了承くださいますようお願い致します。

(2) 会場：茨城県建設技術管理センター（茨城県水戸市青柳町4193）

3. 研修内容

【講義】平成31年2月23日(土)

時間	内容
9:00~9:20	受付
9:20~13:00	講義「茨城県における地域生活支援の実際と課題」 地域生活支援にかかわる県内各事業と相談支援事業のかかりについて理解する。
13:00~14:00	昼食休憩
14:00~16:30	講義および演習「地域自立支援協議会について」 相談支援専門員としてどのように業務に携わることが、市町村や県と連携することにつながるのかを理解する。

【演習 1 日目】平成31年2月11日(月)もしくは2月24日(日)

時間	内容
9:00~9:30	受付
9:30~16:30 (昼食休憩1時間含む)	演習「障害者ケアマネジメントの実際」 各受講者に事例を提出いただきます。それをもとに全体で事例検討会を行います。

【演習 2 日目】平成31年2月12日(火)もしくは2月25日(月)

時間	内容
9:00~9:20	受付
9:20~17:00 (昼食休憩1時間含む)	演習「スーパーバイズ」 各受講者に提出していただいた事例をもとにグループで検討会を行います。グループスーパーバイズの機会とします。

* 受講日程は、講義1日と演習2日間の**全3日間**となります。(講義免除はありません。)

* 研修日程については、多少変更になる可能性がありますのでご了承ください。

* 今回の研修では、ひとつの事例を提出いただきます。サービス等利用計画に加え、複数回の面接や介入の機会があり、ある一定の期間かかわっている事例について提出をお願いする予定です。(提出方法等の詳細については、受講決定後改めてお知らせいたします)。

4. 申込方法及び申込期限

①受講希望者ごとに、所定の「受講申込書」(様式4-①または4-②)に必要な事項を漏れなく記入していただき、**障害者相談支援専門員(初任者研修)修了証の写しおよび直近の現任者研修の修了証の写しを添えて郵送にて**お申込みください。

①申込宛先

宛名：茨城県社会福祉士会 現任者研修申込係

送付先：〒310-0851 水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館5階

②申込期限

平成30年12月14日(金)まで(消印有効)

(事務局への直接お申込みは、平日10時から15時までとなります。尚、ファックスでの受付はいたしません。)

※申込受付は先着順ではありませんが、なるべくお早めにお申込みください。

また、申込に必要な書類がすべて揃っているものから受付致します。

(初任者研修および現任者研修の修了証の写しを忘れずに添付してください。)

5. 受講決定

受講決定通知書によりご案内いたします。(概ね研修の1週間前までに発送予定)。

また、申し込み状況によっては、演習のみ①日程のみで実施する可能性もあります。

その際は、その旨もあわせてご案内いたします。

6. 課題の提出について

受講決定時に、課題の内容、提出方法等の詳細について、改めてご案内いたします。

課題の提出がされない場合は、研修を修了することができませんのでご了承ください。

7. 費用等

研修会の受講料は無料です。

但し、研修で使用する資料代(1,000円)、研修会場までの旅費につきましては、受講者負担となります。昼食の手配はご自身でお願いいたします。

8. 個人情報の取扱いについて

研修参加の手続きの際に記載いただいた個人情報は、当研修の適切かつ円滑な実施の目的のために使用いたします。また、修了証書作成のためや相談支援人材育成に生かすため、茨城県や市町村へ提供いたしますので、ご了承ください。

茨城県障害者相談支援専門員人材育成ビジョンについては、以下のURLをご覧ください。(https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/jiritsu/shofuku/e/documents/soudanshien-jinzaiikuseivision.pdf)

9. 受講申込及び研修受講にあたっての留意事項

次の項目に該当する受講者には修了証を授与しないこととします。

- ① 受講に当たって不正が発覚したとき、あるいは受講申込時の実務経験等の証明における過誤により対象となる条件を満たしていないことが発覚した場合（その時点で受講決定を取り消す。研修受講後の発覚も含む。）
- ② 特段の理由がなく、欠席又は30分以上の遅刻、早退した場合
- ③ 私語、居眠り、携帯電話の使用等、著しく受講態度が悪く、指導を行っても、改善が認められない場合
- ④ 提出課題に不正が認められた場合
- ⑤ 期日までに課題を提出しない場合

10. お問い合わせ及び受講申込み先

○問い合わせはファックスかメールで受け付けます。ファックスの場合は、別紙「FAX質問票」をご利用下さい。回答はファックスかメールでいたしますが、内容によってはお電話をする場合もありますので、連絡先を必ず記入して下さい。特に、メールの方はお忘れにならないようお願いいたします。

○FAX送付先：029-244-9052

○E-mail：csw-iba@ibaraki.email.ne.jp

11. その他

ホームページでもご案内しておりますのでご覧下さい。

*現任者研修受講年度の確認票をホームページに掲載しておりますので、ご確認下さい。

アドレス <http://www.csw-iba.org/>

茨城県社会福祉士会事務局

〒310-0851

水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館5階

TEL:029-244-9030 FAX:029-244-9052

E-mail: csw-iba@ibaraki.e-mail.ne.jp